

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 生活困窮者緊急支援資金貸付金規程施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、直方市社会福祉協議会生活困窮者緊急支援資金貸付金規程（以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、直方市社会福祉協議会生活困窮者緊急支援資金（以下「資金」という。）の貸付に必要な事項を定めるものとする。

(借入れの申込み)

第2条 資金貸付を受けようとする者は、直方市社会福祉協議会生活困窮者緊急支援資金借入申込書（様式第2号）に福岡県社会福祉協議会に提出した生活福祉資金の借入申込書等又は要保護世帯向け生活困窮者緊急支援資金貸付対象世帯通知書（様式第1号）を添えて会長に申し込まなければならない。

(貸付可否の決定)

第3条 会長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査のうえ可否を決定し、生活困窮者緊急支援資金貸付承認・不承認決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により貸付承認決定の通知を受けた者は、福岡県社会福祉協議会等から借受ける生活福祉資金等又は直方市福祉事務所からの生活保護費のうち規程第6条の規定による貸付金額（以下「貸付金」という。）相当額の受領については、直方市社会福祉協議会事務局長（以下「事務局長」という。）に、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは生活福祉資金貸付担当係長（以下「係長」という。）に委任するものとし、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 借用証書 (様式第4号)

(2) 委任状 (様式第5号)

(償還)

第4条 貸付金の償還は、第3条第2項の規定により事務局長が受領の委任を受けた福岡県社会福祉協議会等から貸付けられる生活福祉資金等又は直方市福祉事務所から支給を受ける生活保護費をもってあてるものとする。係長が受領の委任を受けたときも、また同様とする。

2 資金の貸付けを受けた者は、前項の福岡県社会福祉協議会から貸付けられる生活福祉資金の額又は直方市福祉事務所から支給を受ける生活保護費が貸付金の額に満たないときは、その満たない額について速やかに会長に償還しなければならない。

(死亡した借主の貸付金の償還)

第4条の2 借主が死亡した場合における貸付金の償還は、次に掲げる遺族が行うものとする。

(1) 配偶者（届出をしない借主の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前条各号に掲げる者が行う貸付金の償還順位は、前項各号の順位に、第2号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位によるものとする。

(申込事項変更の届出)

第5条 貸付金の貸付を受けた者は、第2条の規定に基づく申込み事項に変更を生じたときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第6条 貸付金の事務を処理するため生活困窮者緊急支援資金貸付台帳(様式第6号)を備えるものとする。

(会計)

第7条 この規則に定めるもののほか、会計処理については、直方市社会福祉協議会経理規程の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。